

令和元年 9月 9日

株式会社 佐賀共栄銀行

「令和元年 8月の前線に伴う大雨」により被災及び影響を受けられた事業者の皆さまへのご案内

この度の大雨により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの災害にかかる、事業資金の借入のお申込み、返済猶予のご相談につきましては、ご遠慮なく佐賀共栄銀行本支店窓口にお問い合わせ下さい。

また、このたびの災害により被害を受けられたお客さまにつきましては、下記の低利な制度融資をお取扱いいたしておりますので、お知らせします。

記

1. 「令和元年 8月豪雨災害復旧資金」

融資対象者	佐賀県内の被災中小企業者・事業者 ※市町村の発行する罹災証明書（被害証明書）が必要になります
資金使途	災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金
融資限度額	3,000万円（市町長が証明する被害金額の範囲内）
融資利率	年0.9%
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
信用保証料率	年0%（佐賀県が全額負担）
お取扱期間	令和元年12月27日（金）保証協会受付分まで

2. 「経営安定関連保証（セーフティネット保証）」

融資対象者	佐賀県内の災害救助法が適用された各市町において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者 ※佐賀県内で1年間以上継続して事業を行っている方が対象となります ※売上高等の減少について、「各市町長の認定」が必要になります
資金使途	事業経営に必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	2億8,000万円（一般保証限度額と別扱い）
融資利率	金融機関所定の利率
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
信用保証料率	年0.95%
お取扱期間	令和元年12月2日（月）認定書及び信用保証書発行分まで

本件照会先 融資統括部 融資企画グループ
担当 水田 TEL 0952-22-5621